

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1 賦課基準 (帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない場合)</p> <p>3</p> <p>(1) 売上げ等の収入の計上を繰り延べている場合において、その売上げ等の収入が翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、<u>翌連結事業年度</u>。(2)において同じ。)の収益に計上されていることが確認されたとき。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(不正に繰戻し還付を受けた場合の取扱い)</p> <p>4<u>法人税法第80条</u>.....</p> <p>(隠ぺい仮装に基づく欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度)</p> <p>5 前事業年度以前の事業年度において、不正事実に基づき欠損金額を過大に申告し、その過大な欠損金額を基礎として欠損金額の繰越控除をしていた場合において、その繰越控除額を否認したときは、その繰越控除をした事業年度について重加算税を課すことになる。</p> <p>なお、欠損金額の生じた事業年度は正しい申告であったが、繰越欠損金額を控除した事業年度に不正事実に基づく過少な申告があり、その後の事業年度に繰り越す欠損金額が過大となっている場合に、当該その後の事業年度において過大な繰越欠損金額を基礎として繰越控除をしているときも同様とす</p>	<p>第1 賦課基準 (帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない場合)</p> <p>3</p> <p>(1) 売上げ等の収入の計上を繰り延べている場合において、その売上げ等の収入が翌事業年度の収益に計上されていることが確認されたとき。</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(不正に繰戻し還付を受けた場合の取扱い)</p> <p>4<u>法人税法第81条</u>.....</p> <p>(隠ぺい仮装に基づく欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度)</p> <p>5 前事業年度以前の事業年度において、不正事実に基づき欠損金額を過大に申告し、その過大な欠損金額を基礎として欠損金額の繰越控除をしていた場合において、その繰越控除額を否認したときは、その繰越控除をした事業年度について重加算税を課すことになる。</p> <p>なお、欠損金額の生じた事業年度は正しい申告であったが、繰越欠損金額を控除した事業年度に不正事実に基づく過少な申告があり、その後の事業年度に繰り越す欠損金額が過大となっている場合に、当該その後の事業年度において過大な繰越欠損金額を基礎として繰越控除をしているときも同様とす</p>

る。

(注) 繰越控除をした欠損金額のうち法人税法第57条第6項の規定により欠損金額とみなされた連結欠損金個別帰属額がある場合において、その欠損金額とみなされた金額が不正事実に基づき過大に繰り越されているときには、本文の取扱いを準用する。

(隠ぺい仮装に基づく最後事業年度又は分割前事業年度の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度)

6 法人税法施行令第112条第12項の規定を適用するに当たり、次に掲げる法人がそれぞれ次に掲げる欠損金額を不正事実に基づき過大に申告し、その過大な欠損金額を同項に規定する連結法人である内国法人の最後事業年度又は分割前事業年度（以下「最後事業年度等」という。）の損金の額に算入していた場合において、その損金算入額を否認したときは、その損金算入をした最後事業年度等（所得金額が生じるものに限る。）について重加算税を課することになる。

- (1) 同項第1号に規定する被合併法人 同号に規定する合併の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額
- (2) 同項第2号に規定する分割法人 同号に規定する合併類似適格分割型分割の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額
- (3) 同項第3号に規定する内国法人 同号に規定する分割型分割の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額

なお、同項に規定する連結法人（連結子法人に限る。）が、同項に規定する分割前事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する連結親法人事業年度終了の日までの間に法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号の規定により連結納税の承認を取り消された場合において、当該分割前事業年度の損金算入額を否認しても当該分割前事業年度では所得金額が生じなかったため、その後の事業年度に繰り越す欠損金額が過大となっているときには、その過

る。

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="248 236 1093 316"><u>大な繰越欠損金額を基礎として繰越控除をしている事業年度について重加算税を課すことになる。</u></p> <p data-bbox="226 384 477 411">第2 重加算税の計算</p> <p data-bbox="232 435 864 462">(不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算)</p> <p data-bbox="232 486 546 513">3</p> $\text{法人税法第80条の規定により還付した金額} \times \frac{\text{不正事実に基づく欠損金額}}{\text{繰戻しをした欠損金額}}$	<p data-bbox="1137 384 1388 411">第2 重加算税の計算</p> <p data-bbox="1144 435 1776 462">(不正に繰戻し還付を受けた場合の重加対象税額の計算)</p> <p data-bbox="1144 486 1458 513">3</p> $\text{法人税法第81条の規定により還付した金額} \times \frac{\text{不正事実に基づく欠損金額}}{\text{繰戻しをした欠損金額}}$